Ｋ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｌ　当該道県がＫに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは、0.0075とする。

(4)　固定資産税　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）＋Ｄ×0.0105＋Ｅ×（0.014－Ｆ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

Ｄ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｅ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｆ　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは、0.0035とする。

ロ　市町村　復興特別区域法等の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）＋Ｄ×0.0105＋Ｅ×（0.014－Ｆ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｃ　当該市町村がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

Ｄ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｅ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｆ　当該市町村がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは、0.0035とする。

（令和二年度九月震災復興特別交付税額の加算、減額及び返還）

第三条　令和二年九月において、令和二年度九月震災復興特別交付税額は、前条各号によって算定した額の合算額から第一号の額を減額した後の額（次項及び第三項において「令和二年度九月調整基準額」という。）に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）とする。

一　令和元年度省令第五条第三項に規定する令和元年度三月分の額から減額することができない額

二　平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項、平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項（平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。）、平成二十八年度省令第三条第一項第二号（平成二十八年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、平成二十九年度省令第三条第一項第二号（平成二十九年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、平成三十年度省令第三条第一項第二号（令和元年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び令和元年度省令第三条第一項第二号（令和元年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算又は減額した額）、平成二十四年度省令第一条第二項の規定により算定した額（平成二十五年度省令第三条第一項及び第三条第一項第二号、平成二十六年度省令第三条第一項及び第三条第一項第二号、平成二十七年度省令第三条第一項及び第三条第一項第二号、平成二十八年度省令第三条第一項及び第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項及び第三条第一項第二号、平成三十年度省令第三条第一項及び第三条第一項第二号及び令和元年度省令第三条第一項及び第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（平成二十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（平成三十年度省令第三条第一項第二号及び令和元年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成三十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和元年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）並びに令和元年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年度から令和元年度までの各年度に交付した震災復興特別交付税の額がそれぞれ過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過少に算定された額の合算額から当該過大に算定された額の合算額を控除した額